

神奈川県指令平土第2698号

平塚市南金目658番地

相信産業株式会社

代表取締役 田中 博之

2024年（令和6年）8月9日付けで申請のあった次の砂利採取計画については、砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条の規定により次のとおり認可します。

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。
- 2 この処分については、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第50条の規定により、上記の裁定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができます。
- 3 上記2の裁定の取消しの訴えについては、その裁定書の正本が到達した日の翌日から起算して60日以内に公害等調整委員会を被告として東京高等裁判所に提起することができます。

令和6年8月27日

神奈川県平塚土木事務所長

近藤 充志



- 1 申請地：平塚市南金目字中川原658番7ほか12筆
- 2 内 容：洗浄のみ
- 3 面 積：11,089㎡
- 4 期 間：令和6年8月27日から令和9年8月26日まで